

印 紙 税

不課税文書

電子複写機複写サービスサービス契約書

鶴岡警察署長 〇〇 〇〇（以下「発注者」という。）と、
〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、次の条項により複写サービスに関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、受注者が発注者に複写サービスを提供するに際し、機械の適切な操作方法を指導するとともに、機械が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行い、機械に必要な消耗品等を円滑に供給すること並びに発注者がこれに対して複写サービス料金を受注者に支払うことを目的とする。

（契約保証金）

第2条 契約保証金は契約金額（契約単価に予定数量を乗じて得た金額）の100分の10（円未満の端数切上げ）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。）第135条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

（機械及び設置場所）

第3条 機械及び機械の設置場所は、後記記載のとおりとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（複写サービス料金）

第5条 複写サービス料金は、後記記載のとおりとする。

（複写サービス料金の請求）

第6条 受注者は、毎月末（土曜、日曜、祝祭日及び閉庁日にあつてはその前日（3月については31日））において発注者の係官の確認を受け、複写サービス数量を算出し、複写サービス料金を発注者に対し請求する。

(複写サービス料金の支払い)

第7条 発注者は、受注者から前条による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

2 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により複写サービス料金の支払いを遅延した場合、受注者に対し前項の期間満了の翌日から支払日まで年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定による）の割合で計算した遅延利息を加算して、支払わなければならない。

(機械の保守)

第8条 受注者は、機械を発注者が常時正常な状態で使用できるように、月に1回技術員を設置場所に派遣して、点検、調整を行わなければならない。

2 機械が故障した場合は、発注者の要請により、受注者は直ちに技術員を派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

3 受注者の作業の実施は、受注者所定の営業時間内に行う。

4 データプリントサービスを使用するための設定作業は、受注者の負担により行うものとする。

(消耗品等の供給)

第9条 ドラム、ドラムカートリッジ、感光体ベルト等の感光体及びデベロッパーは、受注者の技術員の点検又は発注者の通知に基づき、コピー質維持のために受注者が必要と認めた場合、受注者はこれを取り替える。

2 発注者が複写に使用する用紙並びにデータプリントサービスを使用するためのLANケーブル及びハブ（以下「用紙等」という。）を除いた必要な消耗品等は、受注者の指定する者の巡回又は発注者の申し出により受注者が供給する。また、用紙については、契約物件に影響を与えない良質の物を、発注者が調達し使用する。

(機械及び消耗品等の所有権)

第10条 機械及び用紙以外の消耗品等の所有権は受注者に属し、発注者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければならない。

2 発注者は、機械及び消耗品等が受注者の所有であることを示す表示等を毀損するなど、機械の原状を変更するような行為並びに消耗品等を他に流用してはならない。

(機械の変更)

第11条 発注者は、第8条により受注者に修理を要請したにも拘わらず機械が常時正常な状態で使用できない場合は、受注者に対して同様仕様の機械への変更を申し出ることができる。

2 受注者は、前項の規定により機械を変更したときは、それらに要する費用を発注者に請求することができない。また、機械を変更した場合であっても、契約期間及び複写サービス料金等は変更しないものとする。

(設置場所の変更)

第12条 発注者は、第3条所定の設置場所を変更する場合は、予め受注者に通知し、受注者の承認を得なければならない。この場合、機械の移動は受注者が実施する。

2 受注者は、前項の規定により機械を移動したときは、それらに要する費用を発注者に請求することができる。

(保険)

第13条 受注者は機械につき、受注者の費用で動産総合保険を付保する。

(損害賠償)

第14条 受注者は、発注者が故意又は重大な過失によって機械に損害を与えた場合、その損害を発注者に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定に拘わらず受注者は発注者に請求しない。

(機密の保持)

第15条 受注者は、業務上知り得た発注者の機密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

2 機械の返還又は外部に持ち出しての修理に際しては、機械に残存するデータがある場合は確実に消去するとともに、データ保存用ハードディスク等を取り外して発注者に提出するものとする。

3 受注者は、契約が終了した際は、データ保存用ハードディスク等を発注者に無償譲渡するか、又は発注者がデータ保存用ハードディスク等のデータ消去を行った後、受注者に返還するものとする。

(料金の改定)

第16条 契約期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動、その他経済事情の変化により複写サービス料金を改定する必要がある場合、受注者は料金改定日の1月前までに書面にて料金の改定を発注者に通知し、発注者・受注者協議の上、新料金を決定する。

(契約の解約)

第17条 発注者又は受注者は、原則として3か月前に書面によって相手方に通知することにより、この契約を解約することができる。

(契約の解除)

第18条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が納入期限までに契約物件を納入しないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約条項に違反したとき。
- (3) 受注者が詐欺その他不正の行為をしたとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (5) 発注者の都合により契約の解除を必要とするとき。

2 前項第1号から第4号までの規定による契約解除の場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し、解除違約金として契約金額（当初の契約単価に予定数量を乗じて得た金額）の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

3 前項の場合において、発注者の受けた損害額が当該契約保証金又は解約違約金の額をこえるときは、受注者は、その不足額を発注者に納付しなければならない。この場合の損害額は、発注者と受注者とが協議して定める。

4 第1項の規定による契約解除の効果は、分割納入に係る物件については及ばないものとする。ただし、第2項に規定する契約保証金又は解約違約金については、この限りではない。

- 5 発注者は、第1項第5号の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を与えたときは、その損害額を負担するものとする。この場合の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 6 発注者は、翌年度以降においてこの契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

(談合等に係る契約解除及び賠償)

第19条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
 - (2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (4) 受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額（購入予定数量又は購入実績数量のいずれか多い方に当初の契約単価を乗じて得た金額）の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。
 - 3 この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
 - 4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(機械等の返還)

第20条 契約期間の満了、解約、契約解除等によりこの契約が終了した場合は、発注者は機械及び消耗品等を速やかに受注者に返還しなければならない。

(契約内容の変更等)

第21条 発注者は、必要がある場合には、契約内容を変更し、又は契約の全部又は一部を一時中断することができる。この場合において、契約期間又は複写サービス料金を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

(裁判管轄合意)

第22条 この契約に関して生じた発注者受注者間の紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義についての協議)

第23条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者・受注者協議の上これを定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 鶴岡市道形町20番40号
鶴岡警察署長 ○○ ○○

受注者

後記

契約対象物件及び設置場所

機種名	機械番号	設置場所
		鶴岡警察署 1階 印刷室
		鶴岡警察署 1階 当直コーナー
		鶴岡警察署 2階 刑事第一課
		鶴岡警察署 3階 印刷室
		鶴岡警察署 4階 刑事第二課

複写サービス料金

- 1 複写サービス料金は、次のとおりとする。

複写サービス枚数1枚につき

- ① モノクロコピー及びモノクロデータプリントサービス

¥〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇,〇〇円）

- ② カラーコピー及びカラーデータプリントサービス

¥〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇,〇〇円）

とし、機械1台毎にこの単価に複写サービス数量から下記4に該当する数量を控除した数量を乗じて得た金額（機械1台毎に1円未満の端数は切り捨て）の総額とする。

- 2 この契約における1か月とは、月の初日から末日までをいう。

- 3 契約開始の月又は解約の月において機械の使用が1か月に満たない場合、複写サービス料金はその期間のサービス数量に応じて算出する。

- 4 受注者の技術員が機械の保守に当たって、機械の点検と調整のため使用した複写数量（テストコピー）及び受注者の責めに帰すべき原因で生じた不良の複写数量（ミスコピー）については、1箇月の複写サービス数両から除くものとする。

この場合、ミスコピー数量は複写サービス数量からテストコピー数量を差し引いた数量の2%（1枚未満の端数切り上げ）とし、機械1台毎に算出する。